

### 30 監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 2 月 14 日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 15 日

福岡市監査委員	打越基安
同	山口剛司
同	谷山昭
同	篠原俊

#### 1 監査報告と措置の件数

19 監査公表第 12 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分  
（身近な公園個性化事業について）・・・ 1 件

#### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

19 監査公表第 12 号（平成 19 年 7 月 2 日付 福岡市公報第 5464 号公表）分

#### 3 公園用地の管理について

監査の結果	措置の状況
今後、速やかに敷地の一部について隣接地の所有者に無断で使用されている可能性が高い公園用地の不適切な使用の事実の有無を明らかにするとともに、不適切な使用の事実があれば、適正に対処されたい。（指摘）  (みどり運営課)	不法占用の状況は認識してはいるものの、神社社務所として活用中であり、撤去等に係る資力も乏しいことから、即時の不法占用解消の実現は困難である。  従って、社務所の建替えや大規模な補修時に不法占用の解消を図ることについて、地元町内会了解の下、平成 29 年 1 月 11 日付で本市と神社宮司の署名・押印による覚書（書面）の取り交しを行った。